

| | | | | |
|---|-----|------|----|-------|
| 規制 | 自治体 | 警察本部 | 部課 | 生活保安課 |
| 規制の名称 | | | | |
| 交通誘導警備業務に係る検定合格警備員の実施基準 | | | | |
| 根拠法令等 | | | | |
| 警備業法第 18 条、警備員等の検定等に関する規則第 2 条、静岡県公安委員会告示第 27 条 | | | | |
| 規制の目的 | | | | |
| 交通誘導警備業務において、道路における事故防止等を図るため、専門的知識を有する検定合格警備員の配置が必要な路線を公安委員会が指定するもの。 | | | | |
| 規制内容の概要 | | | | |
| 道路又は交通の状況により、静岡県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める県内 39 路線において交通誘導警備業務を実施する場合は、交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに 1 人以上配置しなければならない。 | | | | |
| 規制の概念図 | | | | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 特定の種別の警備業務の実施 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 特定の種別の警備業務の実施基準 </div> <div style="text-align: center; font-size: 4em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 公安委員会の指定路線 </div> </div> <div style="width: 50%;"> <p>警備業法第 18 条 警備業者は、警備業務のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別のものを行うときは、(略) 合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備員業務を実施させなければならない。</p> <p>警備員等の検定等に関する規則第 2 条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施しなければならない。(略) 6 種 別：交通誘導業務 ((略) 都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものに限る) 警備員：交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員 人 数：交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1 人以上</p> <p>静岡県公安委員会告示第 27 号 警備員等の検定に関する規則第 2 条の票の 6 の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務は次の表に掲げる路線に応じ同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。 ※ 県内 39 路線を指定</p> </div> </div> | | | | |

| | | |
|--|------|-----------------|
| 提案 | 提案主体 | 一般社団法人 静岡県建設業協会 |
| 提案事項 | | |
| 検定合格交通誘導警備員を配置する指定路線の区域の緩和 | | |
| 提案の具体的内容 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指定した路線については、区間が静岡県内全域となっているが、水窪や佐久間のような山間地等で交通量が少なく安全性が見込まれる路線の一部区域における交通誘導員配置基準の緩和 交通誘導員が全国的に不足している中、本県においては、平成28年1月から「静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務の実施基準」が改正され、検定に合格した交通誘導警備員を配置する路線が拡大された。これにより、交通誘導員の確保がますます困難になり、工事に着手できない状況が発生している。 | | |
| 対応 | 検討状況 | 対応不可 |
| 検討状況の詳細（対応案） | | |
| <ol style="list-style-type: none"> 検定合格警備員の配置基準については、平成 16 年の警備業法の改正により新設されたもので、警備業法第 18 条において、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがある特定種別の警備業務において検定合格警備員の配置義務が定められ、これを受け、警備員等の検定等に関する規則第 2 条において、具体的な配置基準が規定されている。その中で、①高速道路、自動車専用道路の配置基準、②都道府県公安委員会が認める道路の配置基準の 2 項目の配置基準が定められ、本件提案は上記②の配置基準となる。 平成 28 年の路線の指定については、平成 26 年 11 月 4 日付け、警察庁生活安全局生活安全企画課長通達「警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄の交通誘導警備業務に係る都道府県公安委員会の認定の見直しについて」を踏まえ実施したもので、指定の見直しの周期を 5 年としている。 道路の指定基準として、前年以前 5 年間の人身事故の件数に対する死亡事故件数の構成率（致死率）が自動車専用道路（0.98%）と同等以上の幹線道路と示されたことから、この基準のほか、危険な道路等に関する各警察署長の意見、実際に従事する警備業者に対するアンケート結果等を元に指定路線を選定した。その結果、平成 19 年に指定された 31 路線から 20 路線を除外し、新たに 28 路線を追加して 39 路線とした。 指定した道路において、市街地と山間部で交通事故件数が異なるが、交通量が少ない山間部においては、見通しが悪く、道路の幅員が狭くなるなど、交通事故が発生する危険性に差異はないものと思料する。 また、仮に路線の区間を指定した場合、関係業者の利便性から個別の地番で指定するのではなく、市・町単位で指定することが妥当であると思料されるが、市・町単位であっても、市街地と郊外の交通事故発生状況についても同じことが言えることから、現在の指定方法によることとする。 | | |

警備業法(昭和 47 法律第 117 号)

(定義)

第 2 条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

一 (略)

二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

三・四 (略)

2～6 (略)

(特定の種別の警備業務の実施)

第 18 条 警備業者は、警備業務(第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するものに限る。)のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別のもので行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに第 23 条第 4 項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

(検定)

第 23 条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に
応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

2・3 (略)

4 公安委員会は、第 1 項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

5・6 (略)

警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号)

(特定の種別の警備業務)

第 1 条 警備業法(以下「法」という。)第 18 条の国家公安委員会規則で定める種別の警備業務は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務のうち、工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)

五・六 (略)

(特定の種別の警備業務の実施基準)

第 2 条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

| 種別 | 警備員 | 人数 |
|---|--|-------------------------------|
| 五 交通誘導警備業務(高速自動車国道(高速自動車国道法第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道をいう。)又は自動車専用道路(道路法第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路をいう。)において行うものに限る。) | 交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員 | 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1 人以上 |
| 六 <u>交通誘導警備業務(道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものに限る。)</u> | <u>交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員</u> | <u>交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1 人以上</u> |

静岡県公安委員会告示第27号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務は次の表の左欄に掲げる路線に応じ同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成28年1月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成19年静岡県公安委員会告示第40号）は、平成27年12月31日限り廃止する。

平成27年3月13日

静岡県公安委員会委員長 志田 洪 顯

| | 路線 | 区間 |
|----|-------------------|--------|
| 1 | 一般国道1号 | 静岡県内全域 |
| 2 | 一般国道52号 | 静岡県内全域 |
| 3 | 一般国道135号 | 静岡県内全域 |
| 4 | 一般国道136号 | 静岡県内全域 |
| 5 | 一般国道139号 | 静岡県内全域 |
| 6 | 一般国道150号 | 静岡県内全域 |
| 7 | 一般国道152号 | 静岡県内全域 |
| 8 | 一般国道246号 | 静岡県内全域 |
| 9 | 一般国道257号 | 静岡県内全域 |
| 10 | 一般国道362号 | 静岡県内全域 |
| 11 | 一般国道414号 | 静岡県内全域 |
| 12 | 一般国道473号 | 静岡県内全域 |
| 13 | 県道15号 下田松崎線 | 静岡県内全域 |
| 14 | 県道17号 沼津土肥線 | 静岡県内全域 |
| 15 | 県道29号 梅ヶ島温泉昭和線 | 静岡県内全域 |
| 16 | 県道32号 藤枝黒俣線 | 静岡県内全域 |
| 17 | 県道49号 細江舞阪線 | 静岡県内全域 |
| 18 | 県道58号 袋井春野線 | 静岡県内全域 |
| 19 | 県道62号 浜松雄踏線 | 静岡県内全域 |
| 20 | 県道64号 島田川根線 | 静岡県内全域 |
| 21 | 県道65号 浜松環状線 | 静岡県内全域 |
| 22 | 県道75号 清水富士宮線 | 静岡県内全域 |

| | | |
|----|--------------------|--------|
| 23 | 県道76号 富士富士宮由比線 | 静岡県内全域 |
| 24 | 県道79号 吉田大東線 | 静岡県内全域 |
| 25 | 県道111号 遠笠山富戸線 | 静岡県内全域 |
| 26 | 県道127号 船原西浦高原線 | 静岡県内全域 |
| 27 | 県道145号 沼津三島線 | 静岡県内全域 |
| 28 | 県道163号 東柏原沼津線 | 静岡県内全域 |
| 29 | 県道201号 平山草薙停車場線 | 静岡県内全域 |
| 30 | 県道207号 奈良間手越線 | 静岡県内全域 |
| 31 | 県道215号 伊久美藤枝線 | 静岡県内全域 |
| 32 | 県道227号 島田大井川線 | 静岡県内全域 |
| 33 | 県道241号 薄原地頭方線 | 静岡県内全域 |
| 34 | 県道325号 宇布見浜松線 | 静岡県内全域 |
| 35 | 県道342号 河原大井川港線 | 静岡県内全域 |
| 36 | 県道344号 二俣浜松線 | 静岡県内全域 |
| 37 | 県道394号 沼津小山線 | 静岡県内全域 |
| 38 | 県道416号 静岡焼津線 | 静岡県内全域 |
| 39 | 伊豆スカイライン | 静岡県内全域 |

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年（平成32年3月31日まで） |
| 有効期間 | 一種（平成32年3月31日まで） |

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁生企発第558号
平成26年11月4日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の交通誘導警備業務に係る都道府県公安委員会の認定の見直しについて（通達）

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第18条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第2条の表の6の項の規定により、警備業者は、道路又は交通の状況により都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務について、法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員（以下「検定合格警備員」という。）を配置して実施することとされており、これを受けて、都道府県公安委員会では、路線又は区間を指定して、検定合格警備員の配置が必要な交通誘導警備業務を認定しているところである。

先般、当庁では、各都道府県公安委員会による検定規則第2条の表の6の項の上欄の認定（以下単に「認定」という。）の状況及び平成26年8月1日現在において認定を見直すこととした場合に「警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の都道府県公安委員会の認定について」（平成18年5月25日付け警察庁丙生企発第48号）により検定合格警備員に交通誘導警備業務を実施させて道路における危険を防止する必要性が高い道路として指定されることとなる道路（以下「指定候補道路」という。）についての調査（以下「事前調査」という。）を実施したところであるが、各都道府県警察にあつては、当該調査の結果を踏まえ、下記の要領に従って速やかに認定を見直すとともに、引き続き交通誘導警備業務の実施基準に関する警備業者への指導に努め、実施基準に違反する警備業務を行っている警備業者に対しては厳正に対処されたい。

記

1 作業実施対象の都道府県警察

平成26年中に認定の見直しを実施していない都道府県警察（現に認定している交通誘導警備業務に係る道路（以下「現行指定道路」という。）と事前調査において指定候補道路として回答した道路が同一である都道府県警察を除く。）

2 見直しに当たっての基本的考え方

現行指定道路に含まれていない指定候補道路については、確実に指定がなされる

ようにすること。

他方で、指定候補道路に含まれていない現在指定道路については、認定の見直しに際し、これを自動的に除外するのではなく、接続道路を含めた道路交通状況、道路の利用実態等を踏まえ、認定の見直し後において交通事故が惹起^{じやつ}されないよう、指定の要否について改めて慎重に検討すること。

3 留意事項

(1) 作業の特例

上記2の検討の結果、指定がなされることとなる道路が現行指定道路と同一となった場合は、新たな公示を要さないこととする。

なお、この場合においては、速やかに本件担当宛てその旨を連絡すること。

(2) 実施期限

認定の見直しにおいては、部内関係部署等との調整を要することから、おおむね平成26年度末までに作業を完了することを目途とするが、各都道府県警察にあっては、可能な限り速やかに作業が完了するよう特段の配慮をされたい。

(3) 施行日

施行日については、各都道府県ごとに管内の情勢に照らして個別に判断して差し支えないこととする。

(4) 報告

作業完了後、速やかに認定の内容を公示した都道府県公報の写しを本件担当宛てP-WANにて送付すること。

(5) 認定の見直し周期の設定

各都道府県警察にあっては、自己の都道府県における道路交通状況や道路整備状況等を踏まえ、5年を限度として見直し周期を設定し、今後は当該周期に従って認定の見直しを実施すること。この場合において、認定の見直し前後を通じ、指定する道路に変更がないときは、新たな公示を要さないこととする。

なお、設定した周期については、上記(4)の報告の際に併せて報告すること(様式自由)。

本件担当：警備業係（800-3059、P1100000MJ@p-wan.npa）